

第 14 回部会における意見等についての参考資料

問10 本調査は、他の統計調査の調査客体との重複排除のため、どのような措置を講じるのか。

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画」(平成 11 年 4 月 27 日閣議決定)において、「総務省は、各府省の統計調査結果及び利用可能な行政記録を活用して『事業所・企業名簿情報データベース』による既往調査歴を含む母集団情報の一元的管理を実施し、各府省は、統計調査の対象選定を行うに際し同データベースを利用しつつ重複是正を行うこと。」とされたことを受け、国が実施する事業所・企業を対象とする統計調査については、平成 14 年 7 月から調査客体の重複是正措置を講じて来ている。

具体的には、各府省の課長クラスから成る「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(統計関連事項)推進協議会」において、「調査客体の重複是正措置の実施、同措置のための上限値の設定及び被調査履歴登録の手続きについて」(平成 14 年 5 月 29 日同協議会申合せ)等を策定し、重複是正措置の範囲、重複是正措置の手順、年間の調査回数上限値などを決めているところである。

(資料)

統計調査の調査客体の重複是正に係る事務処理要領(抜粋)

平成 20 年 5 月 1 日

国の行政組織等の減量、効率化等に関する

基本的計画(統計関連事項)推進協議会申合せ

第 4 重複是正措置の事務

(1) 重複是正措置の対象

重複是正措置の対象は、調査履歴登録の対象となる事業所・企業から次の ~ の事業所・企業を除いたものとする。

全数調査(調査母集団に含まれる事業所・企業のすべてを調査対象とする統計調査)の対象となる事業所・企業

(例示)

- ・ 一部、二部上場企業のすべてを調査対象とする統計調査
- ・ 特定の製品を製造(販売)する事業所のすべてを調査対象とする統計調査
- ・ 業界団体名簿に登載された企業のすべてを調査対象とする統計調査

集落抽出法による標本調査で、集落内を悉皆調査している統計調査の対象となる事業所・企業

(例示)

- ・ 一つ又は複数に組合せた国勢調査区内又は事業所・企業統計調査区内を悉皆
- ・ 市町村内の一つの特定地域内(字・町丁目)を悉皆

調査実施時(調査票を配布するときなど)に調査対象が決まる統計調査の対象となる事業所・企業

(例示)

- ・ 実査の途上、現地において調査員が調査対象を選定する統計調査
- ・ 調査当日に調査対象が決定する統計調査

層別抽出法による標本調査で、一部悉皆部分(全数を調査対象とする層)に含まれる事業所・企業

(一部悉皆部分の例示)

- ・ 資本金 10 億円以上の会社の全数
- ・ 従業者規模 300 人以上の事業所の全数
- ・ 特定の産業分類に該当する事業所の全数

なお、以下の例示に示す有意抽出の方法により調査対象となった事業所・企業は、重複是正のための代替え事業所・企業の選定の可能性があることから、重複是正措置の対象とする。

ただし、是正措置の対象となった事業所・企業について、他の事業所・企業による代替ができない場合は、理由を明確にし、重複是正措置を行わないこととする。

(有意抽出の例示)

- ・ 売上高上位 10 社又は売上高が全体の 80%となるまで上位から抽出する統計調査
- ・ 「調査協力を得られる企業」という条件を付している統計調査
- ・ 少数の企業を選定して長期間標本を固定して行っている統計調査
- ・ 建設業者名簿から資本金 1 億円以上のうち完成工事高上位 50 社

(2) 被調査回数の数え方

各事業所・企業に対し、1 年間に行うことのできる統計調査の回数(被調査回数)の上限値を設定し、その上限値を超えている事業所・企業を重複是正の対象とする。

被調査回数は、統計調査単位に、調査周期ごとに 1 回として数える。(毎月実施は 12 回、四半期実施は 4 回)

注) 上限値とは、個々の事業所・企業に対して 1 年間に実施可能な統計調査回数をいう。

ア 被調査回数の数え方等

重複是正の対象か否かを判定するための調査候補名簿と事業所・企業 DB との照合は、原則、調査候補名簿により調査実施月より以前に行い、照合した月の直前の 1 年間を被調査回数とする。

重複是正の対象か否かの判定は、名簿照合時点で行い一つの事業所・企業に対して直前の 1 年間における被調査回数が、上限値を超えているかどうかによって行う。

調査履歴は、調査対象名簿により調査実施の月により行う。

月次調査で同一客体を継続調査する場合は、毎月、重複是正の対象になるか否かの確認を行わず、最初の 1 回のみとし、履歴の登録は 1 年分(12 か月)まとめて行う。ただし、1 年を超えて同一客体を継続調査する場合は、13 か月目において、再度重複是正の対象となるか否かの確認を行う。また、四半期・半期調査も同様の取扱いとする。

イ (略)

(3) 重複是正の対象(是正対象フラグの付加)となった事業所・企業は、各府省で他の代替事業所・企業を選定する。

(4) 重複是正の処理は、事業所・企業データベースを利用する。

2 重複是正の対象の基準値

重複是正の対象となる基準値は、事業所・企業の経営組織、資本金、本所・支所の別、従業者数等により、次の回数を調査回数の上限とする。

(1) 会社の本社又は単独事業所

資本金 1 億円未満	20 回
資本金 1 億円以上 10 億円未満	34 回
資本金 10 億円以上	48 回

(2) 会社の支所

従業者数 30 人未満	14 回
従業者数 30 人以上 100 人未満	28 回
従業者数 100 人以上	42 回

(3) 会社以外の事業所

従業者数 30 人未満	14 回
従業者数 30 人以上 100 人未満	28 回
従業者数 100 人以上	30 回

(4) 母集団情報の事業所・企業と一致しなかった事業所・企業の重複是正

各府省の事業所・企業の名簿と事業所・企業データベースの母集団情報と照合した結果、一致しなかった各府省名簿の事業所・企業には、「仮登録コード」が付与され事業所・企業データベースに登録される。

重複是正は、これらの事業所・企業についても重複是正の対象となるのでその上限値についても次のように設定する。

母集団情報の事業所・企業と一致しなかった事業所・企業の上限値は、「48 回」とする。

(5) (略)

「問 13 調査に協力した企業の企業名は開示できないのか。」の関連

法人等の調査対象名簿について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求がされた場合の考え方

統計関係文書について、情報公開法に基づく開示請求があった場合の開示・不開示の判断についての取扱いについて定めた「統計関係文書の公開に関するガイドライン」（平成 21 年 4 月 1 日各府省統計主管課長等会議申合わせ）において、世帯又は個人を対象とする統計調査の調査対象名簿に記載された世帯主氏名、世帯構成員氏名、住所等の個人に関する情報については、不開示とされている。

一方、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人を対象とする調査対象名簿については、不開示情報とされている情報公開法第 5 条第 2 号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、同号口の「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公としないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」及び同条第 6 号の「公にすることにより、（中略）当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断し、不開示情報を除き、開示することとされているところである。

(資料1)

統計関係文書の公開に関するガイドライン(平成21年4月1日各府省統計主管課長等
会議申合わせ)(抜粋)

2 主要な統計関係文書の種類ごとの取扱い

(6) 名簿

<p>ア 調査対象名簿</p> <p>世帯又は個人を対象とする統計調査の調査対象名簿(調査票に該当するものを除く。)に記載された世帯主氏名、世帯構成員氏名、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書きのいずれにも該当しないと解され、不開示とする。</p> <p>法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人を対象とする調査対象名簿(調査票に該当するものを除く。)については、情報公開法第5条第2号及び同条第6号の不開示情報該当性を判断し、不開示情報を除き、開示する。</p>
--

(説明)

世帯又は個人を対象とする統計調査の調査対象名簿に記載された世帯主氏名、世帯構成員氏名、住所等の個人に関する情報については、情報公開法第5条第1号の特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書の、「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「八 当該個人が公務員(・・・略・・・)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しないと考えられることから、不開示とする。

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は事業を営む個人を対象とする調査対象名簿については、不開示情報とされている情報公開法第5条第2号イの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、同号ロの「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提出されたものであって、法人等又は個人における通例として公としないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」及び同条第6号の「公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断し、不開示情報を除き、開示する。

(資料2)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)(抜粋)

(行政文書の開示義務)

第5条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

もの

- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ